

ぐんまの木で家づくり緊急促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域経済への波及効果の高い県産木材使用住宅の建設を緊急に促進し未曾有の経済危機の中で苦況に立たされている地域の事業者の住宅建設受注機会の確保を支援して経済危機からの早期回復に向けた県内経済の活力向上を図るとともに、県産木材の需要拡大を促進し木材価格の安定化に資するため、ぐんまの木で家づくり緊急促進事業を緊急的、臨時的に実施するものとし、予算の範囲内において、「群馬県補助金等に関する規則」(昭和31年群馬県規則第68号)および「ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱」(平成19年3月26日林振第30022-0001号)並びにこの要綱の定めるところにより、補助金を交付する。

(「ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱」の準用)

第2条 この要綱により交付する補助金の交付要件等については、次条以下に定めるものを除き全て第1条に規定する「ぐんまの木で家づくり支援事業補助金交付要綱」(以下「原要綱」という。)に定めるところによる。

(補助金額)

第3条 補助金額は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 構造材にかかる補助のうちぐんま優良木材使用材積率が90%以上のものについては、原要綱別表第2の「ぐんま優良木材(構造材)使用材積率」が80%以上の欄に掲げる額に20万円を加算した金額とする。
- 二 省エネルギー住宅にかかる割増補助については、原要綱別表第2に掲げる額あるいは一により算定した額に30万円を加算した金額とする。

(時限適用)

第4条 この要綱により交付する補助金については、施行日以降から平成21年度末までの交付申請に係るものに適用する。

交付申請とは、補助金確定以前の変更交付申請を含むものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月8日から施行する。